

# 平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （住民税（利子割））	
要望項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	
要望内容（概要）	<p>金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、特定公社債、先物取引等）を一元的に捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とする。具体的には、商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益等について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。</p> <p>そのほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3年間）について、他の金融商品にも拡大していく税制措置を講じる。</p>	
関係条文	<p>地方税法第 23 条、第 32 条、第 71 条の 5、第 71 条の 6、第 71 条の 27、第 71 条の 28、第 71 条の 48、第 71 条の 49、第 313 条、附則第 35 条の 2～第 35 条の 4 の 2</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲220 ( — ) [平年度] ▲220 ( — )</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。</p> <p>与党の平成 26 年度税制改正大綱において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」とされている。</p> <p>また、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）において、「家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版 ISA の拡充及び金融所得課税の一体化（金融所得間の損益通算範囲の拡大等）」が記載されているところ。</p> <p>税制面での、経済成長に必要な成長資金の供給拡大を後押しするとともに、上場株式等と先物取引の損益通算の実現により、ユーザーの利便性を向上させ、資金を呼び込み、市場流動性を高めて、我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>○平成 26 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）（抜粋）</p> <p>第三 検討事項</p> <p>3 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。</p> <p>○日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）（抜粋）</p> <p>Ⅱ 成長による富の創出</p> <p>4 金融資本市場の活性化等</p> <p>我が国の巨額の金融資産からの成長分野への資金供給と安定的な資産形成の両立を図るとともに、アジア No. 1 市場の構築に向け、市場の利便性向上・国際競争力の向上等を通じた金融資本市場の活性化等に</p>	
	ページ	19 — 1

<p>要望理由</p>	<p>取り組む。(後略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版 ISA の拡充及び金融所得課税の一体化（金融商品間の損益通算範囲の拡大等）〈税制〉</li> </ul> <p>○産業構造審議会商品先物取引分科会報告書（平成 24 年 8 月 23 日答申）（抜粋）</p> <p>第 3 章 商品先物市場の活性化・健全な発展の方策について</p> <p>Ⅱ. 多様な取引参加者の拡大</p> <p>2. 利便性・信頼性の向上に向けた制度のあり方</p> <p>(1) 税制・口座の一元化</p> <p>証券・金融・商品の垣根を越えて個人投資家が投資を行い、商品先物市場に参加するよう利便性を高めるためには、商品先物取引と上場株式等との間で税率を統一すること等により、損益通算を可能にさせ、さらに口座の一元化にも取り組むべきである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の個人金融資産は、約 1,600 兆円程度もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国に比べて高い。そのため、株式や投信、債券など現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場及び企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係を簡素で中立的な税制とすることが必要である。</p> <p>また、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、商品先物等に対する個人からの投資環境を整備する必要がある。</p> <p>このため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算等の範囲を拡大し、簡素で中立的な税制とすることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	<p>産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進</p> <p>商品先物市場の流動性の確保</p> <p>個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒常的な措置
	同上の期間中の達成目標	<p>産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進</p> <p>商品先物市場の流動性の確保</p> <p>個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大</p>
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	商品先物や商品ファンド等への投資を行っている個人投資家とその内の損失者数を推計すると、本措置の潜在的な利用者は約4.5万人と推定される。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることによって、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。また、株式の配当・譲渡損益等と商品先物の損益通算が可能となることをインセンティブとして商品市場に参加する個人投資家が増加することが期待され、それにより投資家の利便性が高まり、取引活性化に資するものであるため、有効なものであるといえる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	与党の平成26年度税制改正大綱において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」とされており、総合取引所の実現に向けて、上場株式等と先物取引の損益通算の早期の実現が不可欠。本措置は、個人投資家一般に、公平に適用されるべきものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。

税負担軽減措置等の適用実績	なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	なし
前回要望時の達成目標	なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
これまでの要望経緯	<p>平成17～26年度税制要望において要望を行っているところ。25年度税制改正大綱において、金融所得課税の一体化を進める観点から、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等と上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が認められた。</p> <p>また、商品先物取引については、25年度に引き続き、与党の平成26年度税制改正大綱において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」とされた。</p>
ページ	19 — 4